

～2019年度税制改正⑦～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は地域未来投資促進税制と中小企業者の特定事業継続力強化設備等の特別償却についてである。

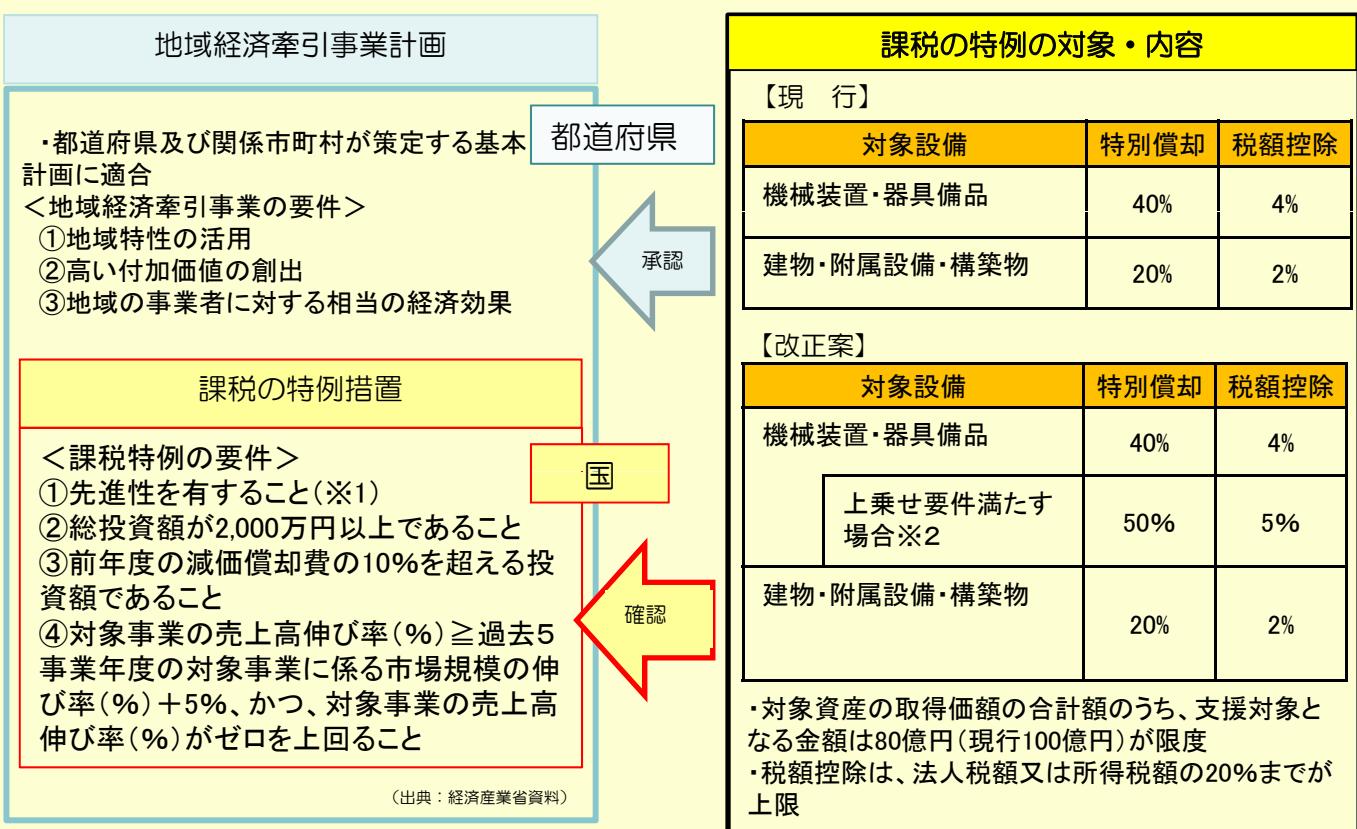
(ポイント)

○地域未来投資促進税制の延長

○中小企業者の特定事業継続力強化設備等の特別償却制度創設

1. 地域未来投資促進税制

地域未来投資促進税制の適用期限が2年延長される。また、一定の要件を満たす場合には、特別償却率又は税額控除率が引き上げられる。市町村及び都道府県が策定し国が同意した基本方針に沿って、事業者(青色申告法人)が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認した場合における、当該計画に定められた施設又は設備で、その計画に沿って行う地域経済牽引事業の用に供するもののうち2,000万円以上の投資について、特別償却と税額控除との選択適用ができる制度が延長・拡充される。適用は2019年4月1日から2021年3月31日までに取得・事業の用に供したものについてである。



※1 一定の事業の実施場所が2017年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合にはその計画承認日が 特定非常災害発生日から5年(現行3年)を経過していないときは、先進性に関する基準を満たすもの

※2 上乗せ要件とは、承認地域経済牽引事業について主務大臣の確認を受ける事業年度の前事業年度の付加価値額がその確認を受ける事業年度の前々事業年度の付加価値額より8%以上増加していること

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～2019年度税制改正⑦～

2. 中小企業者の特定事業継続力強化設備等の特別償却

- ・中小企業が災害への事前対策を強化するための設備投資を後押しするため、自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備に対して、その取得価額の20%の特別償却ができる制度創設
- ・事業者が作成した事前対策のための計画を、経済産業大臣が認定後、認定計画に含まれる設備の導入に対して上記の税制措置適用

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者(※1)のうち、同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受け、適用期間内に、その計画に係る特定事業継続力強化設備等(※2)の取得等をし、事業の用に供した場合には、取得価額の20%の特別償却ができる措置が講じられる。適用は中小企業等経営強化法(改正法)の施行の日から2021年3月31日までの間に取得等し、事業の用に供した場合である。

※1 「中小企業者」…中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するもの(中小企業者のうち適用除外事業者に該当するもの除外)

※2 「特定事業継続力強化設備等」…中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として認定事業継続強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)に記載された機械装置、器具備品及び建物付属設備のうち、一定の規模以上のもの(※3)

※3 「一定規模以上のもの」…以下の要件を満たすもの

設備等の種類		一定規模以上の基準
①	機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
②	器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
③	建物附属設備	ーの取得価額が60万円以上のもの

経済産業大臣

②申請   ③認定

①「強化計画」(仮称)策定

【対象事業者】

中小企業・小規模事業者

【計画記載事項】

- ・取組内容・実施期間
- ・防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇   ④税務申告

所轄の税務署

(出典:経済産業省資料)
(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(節税保険の税務上取扱い)

税法規定をうまく活用して節税を行うことは検討に値するが、課税の弊害が出ると税務規制が強化されることもあることである。利益計上している事業法人などで保険商品を使用し一時的に損金計上し、数年後に解約返戻金で資金を取り戻すいわゆる節税保険は、従前より問題視されていたが、ここにきて一定の規制がかけられることになりそうである。定期保険や第三分野保険を含め、保険料支払に対して最高解約返戻率(ピーク時の解約返戻率)が50%超の定期保険等は保険料の一部を資産計上することが原則となるようだ。具体的には、最高解約返戻率等毎に3つの区分に応じて税務上の取扱い(資産計上等)が定められる見込みとなっている。ただし、3年未満保険期間の定期保険等や、最高解約返戻率70%以下で年換算保険料30万円以下の定期保険等の保険料は損金算入ができる方向であるようだ。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。